

一般社団法人園芸学会 園芸学研究編集委員会規程

(趣旨)

第1条 本委員会は、一般社団法人園芸学会定款第4条(1)に定められた学会誌の刊行事業のうち、園芸学研究の刊行事業を企画し実施するための業務、ならびに細則第29条に定められた学会賞推薦事業に関連した業務を行う。この規程では、細則第26条に定める園芸学研究編集委員会について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 園芸学研究の編集および出版に関する事項
- (2) 園芸学会年間優秀論文賞の推薦に関する事項
- (3) その他園芸学研究に関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 編集委員長
- (2) 編集幹事
- (3) 編集副幹事
- (4) 編集委員
- (5) その他編集委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に編集委員長を置き、編集委員長は細則第 26 条に基づき正会員の中から会長により委嘱される。

- 2 編集委員長は園芸学研究編集委員会を招集し、その議長となる。
- 3 編集委員長は園芸学研究に投稿された論文に対して、採否の最終判定を行う。

(編集幹事・副幹事)

第5条 編集幹事は細則第 25 条に基づき正会員の中から会長により委嘱される。副幹事は、正会員の中から会長により指名され委嘱される。

- 2 編集幹事は編集委員長を補佐し、編集委員長に事故があるときには、その職務を代行する。
- 3 編集副幹事は、編集幹事の職務を補佐する。

(編集委員)

第6条 編集委員は、正会員の中から選出され、会長より委嘱される。

- 2 編集委員は、園芸学研究編集委員会において議事について審議するとともに、園芸学研究に投稿された論文の審査を担当する。
- 3 編集委員の構成および選出については、別途本編集委員会規程の内規として定める。

(委員会)

第7条 園芸学研究編集委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の場合における第1項および第2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

- 5 委員会は、必要な場合は、書面あるいは電磁的方法によって議決することができる。
- 6 編集委員長が事故等により議長にあたることができないときは、編集幹事がこれにあたる。

(委員以外の者の出席)

第8条 編集委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門部会等)

第9条 委員会は、必要に応じて専門部会などを置くことができる。

- 2 専門部会などに関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務局)

第 10 条 委員会の事務を執り行うために、編集事務局を設置する。

- 2 委員会の事務および庶務は編集事務局が行う。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事および運営に関し必要な事項は、本編集委員会規程の内規として編集委員会が定める。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、2015年10月1日から施行し、2015年3月7日に遡って適用する。
本規程は、2018年3月3日から施行する。